京都大学における個人情報の保護に関する規程新旧対照表

(前 略)

(提案の募集)

第46条の3 総括保護管理者は、毎年度1回以上、 募集の開始の日から30日<u>以内</u>の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により、本学が保有している個人情報ファイル(個人情報ファイル簿に法第44条の3第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この章において同じ。)について、次条の提案を募集するものとする。 (後略)

īF.

前

(提案の募集)

第46条の3 総括保護管理者は、毎年度1回以上、 募集の開始の日から30日<u>以上</u>の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により、本学が保有している個人情報ファイル(個人情報ファイル簿に法第44条の3第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この章において同じ。)について、次条の提案を募集するものとする。

TF.

附 則 この規程は、令和元年6月3日から施行する。